

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

愛西市、愛西市商工会と株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「三者」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）の基本理念にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、愛西市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、三者の人的資源等を活用し、地方創生に係る幅広い連携・協力関係により、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第２条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力するよう努めるものとする。

- （１）愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資すること
- （２）地域産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- （３）創業支援など地域経済の活性化に資すること
- （４）結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- （５）市内への移住及び定住に資すること
- （６）空き家対策に関すること
- （７）そのほか、本協定の目的達成のために必要とすること

２ 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第３条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の１か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第４条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第５条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第６条 本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、支援対象としないこととする。

２ 下記行為を行う市民等についても支援対象としないこととする。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （４）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （５）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第７条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年９月１４日

愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛知県愛西市

愛西市長 日 永 貴 章

愛知県愛西市諏訪町郷東７３番地１
愛西市商工会

会 長 武 藤 毅

東京都千代田区丸の内二丁目７番１号
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

代表取締役 山 名 毅 彦

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

愛西市、愛西市商工会とあいち海部農業協同組合（以下「三者」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）の基本理念にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、愛西市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、三者の人的資源等を活用し、地方創生に係る幅広い連携・協力関係により、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第２条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力するよう努めるものとする。

- （１）愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資すること
- （２）地域産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- （３）創業支援など地域経済の活性化に資すること
- （４）結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- （５）市内への移住及び定住に資すること
- （６）空き家対策に関すること
- （７）そのほか、本協定の目的達成のために必要とすること

２ 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第３条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の１か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第４条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第５条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第６条 本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、支援対象としないこととする。

２ 下記行為を行う市民等についても支援対象としないこととする。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （４）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （５）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第７条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年９月１４日

愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛知県愛西市

愛西市長 日 永 貴 章

愛知県愛西市諏訪町郷東７３番地１
愛西市商工会

会 長 武 藤 毅

愛知県津島市大縄町九丁目６３番地
あいち海部農業協同組合

代表理事組合長 日 永 熙

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

愛西市、愛西市商工会といちい信用金庫（以下「三者」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）の基本理念にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、愛西市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、三者の人的資源等を活用し、地方創生に係る幅広い連携・協力関係により、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第２条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力するよう努めるものとする。

- （１）愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資すること
- （２）地域産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- （３）創業支援など地域経済の活性化に資すること
- （４）結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- （５）市内への移住及び定住に資すること
- （６）空き家対策に関すること
- （７）そのほか、本協定の目的達成のために必要とすること

２ 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第３条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の１か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第４条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第５条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第６条 本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、支援対象としないこととする。

２ 下記行為を行う市民等についても支援対象としないこととする。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （４）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （５）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第７条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年９月１４日

愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛知県愛西市

愛西市長 日 永 貴 章

愛知県愛西市諏訪町郷東７３番地１
愛西市商工会

会 長 武 藤 毅

愛知県一宮市若竹３丁目２番２号
いちい信用金庫

理事長 栗 野 秀 樹

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

愛西市、愛西市商工会と株式会社名古屋銀行（以下「三者」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）の基本理念にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、愛西市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、三者の人的資源等を活用し、地方創生に係る幅広い連携・協力関係により、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第２条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力するよう努めるものとする。

- （１）愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資すること
 - （２）地域産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
 - （３）創業支援など地域経済の活性化に資すること
 - （４）結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
 - （５）市内への移住及び定住に資すること
 - （６）空き家対策に関すること
 - （７）そのほか、本協定の目的達成のために必要とすること
- ２ 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第３条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の１か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第４条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第５条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第６条 本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、支援対象としないこととする。

２ 下記行為を行う市民等についても支援対象としないこととする。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （４）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （５）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第７条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年９月１４日

愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛知県愛西市

愛西市長 日 永 貴 章

愛知県愛西市諏訪町郷東７３番地１
愛西市商工会

会 長 武 藤 毅

愛知県名古屋市中区錦三丁目１９番１７号
株式会社名古屋銀行

取締役頭取 中 村 昌 弘

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

愛西市、愛西市商工会と株式会社大垣共立銀行（以下「三者」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）の基本理念にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、愛西市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、三者の人的資源等を活用し、地方創生に係る幅広い連携・協力関係により、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第２条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力するよう努めるものとする。

- （１）愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資すること
- （２）地域産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- （３）創業支援など地域経済の活性化に資すること
- （４）結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- （５）市内への移住及び定住に資すること
- （６）空き家対策に関すること
- （７）そのほか、本協定の目的達成のために必要とすること

２ 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第３条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の１か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第４条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第５条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第６条 本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、支援対象としないこととする。

２ 下記行為を行う市民等についても支援対象としないこととする。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （４）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （５）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第７条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年９月１４日

愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛知県愛西市

愛西市長 日 永 貴 章

愛知県愛西市諏訪町郷東７３番地１
愛西市商工会

会 長 武 藤 毅

岐阜県大垣市郭町三丁目９番地
株式会社大垣共立銀行

取締役頭取 土 屋 嶋